

○北大東村自然環境保護条例

平成17年1月6日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、自然を保護するため、村内に自生する植物の保存・保育を図り、植物地理学上貴重な特定の自然動植物等(以下「特定の自然動植物等」という。)の採取及び村外への持出しを禁止するとともに、近代化遺産の建造物(以下「建造物」という。)の保全・保護に努め、自然と生活の調和のなかに生きがいのある環境を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例でいう特定の自然動植物等及び建造物とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定の自然動植物等とは、テンノウメ、ヒレザンショウ、ミズガンピ、アツバクコ、ボロジノニシキソウ、ウスジロイソマツ、モンパノキ、コバノアカテツ、ルズンヤマノイモ、ヤエヤマヒトツボクロ、ユズノハカズラ、フウラン、ヒメタニワタリ、クロミノシンジュガヤ、ナガバアサガオ、アラゲタデ、ケナシサタソウ、ムクイヌビワ、リュウキュウヤノネグサ、ダイトウシロダモ、タチバナ、ダイトウセイシボク、オキナワツゲ、ケミズキンバイ、ケナシズルモウリンカ、オオソナレムグサ、ダイトウワダン、ダイトウサクラタデその他それに準ずる植物とダイトウオオコウモリ、ヘソアキアツマイマイその他それに準ずる動物をいう。
- (2) 建造物とは、開拓の時代に建造された産業、生活関連に関わる建物で文化的価値のあるもの

(村民の協力義務)

第3条 村民等は、第1条の目的達成のために、特定の自然動植物等の盗難防止及び建造物の保存・保護のために協力しなければならない。この条例において村民等とは、村民や業務等による一時的な滞在者・旅行者をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第4条 この条例の実施にあたっては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、土地の開発及び利用等その他の公共の利益との調整に留意しなければならない。

(行為の制限)

第5条 村民等は特定の自然動植物等の損傷及び採取(加工を含む。)並びに村外への持出しを行ってはいけない。ただし、保護・増殖のための採取に限り、同条第1号の規定にかかわらず、村長の許可を受けた場合にはその限りではない。

(罰則)

第6条 前条第1号に違反したものは、2年以下の懲役若しくは禁固又は30万円以下の罰金に処する。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第11号)

この条例は、令和5年10月1日から施行する。